

労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表（雇用政策課）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、松江赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

令和7年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 令和7年11月17日から問題解決までの間

場所 松江赤十字病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く。